

令和5年1月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和5年1月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和5年1月25日(水) 午後1時30分から午後2時2分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10番 :	忠 貞夫
委 員 :	11番 :	川上 勝之	委 員 :	12番 :	今井 輝子
委 員 :	13番 :	馬場 勝	委 員 :	14番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(7人)

委 員 :	中条 :	15番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 :	16番 :	高橋 一栄
委 員 :	乙 :	17番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18番 :	石栗 博美
委 員 :	築地 :	19番 :	小熊 威				
委 員 :	黒川 :	21番 :	今井 明	委 員 :	黒川 :	22番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(1人)

委 員 : 築地 : 20番 : 浮須 宗之

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 胎内市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する
運用基準の制定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 榎本富夫、係長 : 高橋知也、主任 : 奥村亮

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和5年1月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11番川上勝之委員、12番今井輝子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、12月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>12月27日に胎内市農業再生協議会総会が産業文化会館会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>1月18日、1月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様にご案内いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>その後、市役所2階室で農業委員会研修旅行打ち合わせを開催し、参加予定者10名の出席を頂きました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により八幡地内の畑について売買するもので、面積は220㎡、売買価格は総額〇〇円です。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、6番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る1月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班の委員5名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p>

	<p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、山砂採取のための事業計画変更が 1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、築地地内の休耕畑から山砂採取のための一時転用で、山砂の販売実績が当初事業計画どおりに進捗しなかったため、期間を延長する事業計画変更の申請であります。採取期間は令和 4 年 2 月 15 日から令和 5 年 2 月 14 日までの許可を、令和 6 年 2 月 14 日までとするものであります。面積の変更等はありません。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>議案書 4 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、6 番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、山砂採取のための事業計画変更が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告があ</p>

	<p>りましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p>
	<p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第 3 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 5 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転は 1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、苔実地内の田について、労力不足のため売り渡しを希望されたものがあります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。面積は 19 筆 15,750 m²、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>第 3 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、5 番澁谷和幸あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
5 番	<p>第 3 号議案の所有権移転についてご報告いたします。</p> <p>去る 12 月 21 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作する予定もないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者で、耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>また、申請地の隣接地を耕作しており、農地の集積・集約化につながるものであります。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p>

	<p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、第3号議案の所有権移転の事前審査結果について、6番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定について審議いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から40番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが11件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが5件、使用賃借権を新規に設定するものが1件、労力不足により賃借権を再設定するものが23件の、計40件であります。</p> <p>1番から5番は、中間管理事業により3年間から8年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、17,500円から23,000円であります。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p>

6番から10番は、中間管理事業により5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、4,500円から16,000円であります。

議案書8ページをお願いします。

11番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、10,000円であります。

12番から15番は、労力不足により認定農業者等に5年間から14年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ45kgから60kg、またはJA仮渡金によるコシヒカリ60kg/10a相当の金額であります。

議案書9ページをお願いします。

16番は、労力不足により農業者に3年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ16kgであります。

17番は、労力不足により認定農業者に5年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。

18番から20番は、認定農業者等に3年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は7,000円から14,000円、またはコシヒカリ80kgであります。

議案書10ページをお願いします。

21番から25番は、認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円から24,000円、またはコシヒカリ120kgであります。

議案書11ページをお願いします。

26番から30番は、認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,400円から12,000円であります。

議案書12ページをお願いします。

31番から35番は、認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は5,000円から10,000円、またはコシヒカリ90kgであります。

議案書13ページをお願いします。

36番から40番は、認定農業者等に3年間から5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ30kgから60kgであります。

第3号議案の利用権設定の1番から40番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

第3号議案の利用権設定の1番から40番の事前審査結果について、6番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。

6番

それでは、ご報告いたします。

第3号議案の利用権設定の1番から40番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが11件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが5件、使用賃借権を新規に設定するものが1件、労力不足により賃借権を再設定するものが23件の、計40件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長	<p>ただ今、第3号議案の1番から40番の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の利用権設定の1番から40番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第3号議案の利用権設定の1番から40番は、承認することに決定いたしました。 次に、第3号議案の利用権設定の41番から45番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p>(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の41番から45番をご説明いたします。 議案書14ページをお願いします。 41番から45番は、認定農業者に5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は17,000円、またはコシヒカリ60kgから89kgであります。 第3号議案の利用権設定の41番から45番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の41番から45番の事前審査結果について、6番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6番	<p>それでは、ご報告いたします。 第3号議案の利用権設定の41番から45番は、労力不足により賃借権を再設定するものが5件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。 以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の41番から45番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の利用権設定の41番から45番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p>(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の41番から45番については、承認することに決定いたしました。 次に、第4号議案「胎内市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案について、ご説明いたします。 議案書15ページをお願いします。 第4号議案は、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業により整備するタブレット型端末機について、その使用と個人情報の取扱いに関して必要な事項を定めるものであります。これは、農業委員会等に関する法律第14条にある委員の秘密保持義務と合わせて、タブレット型端末機を使用するために必要な事項を定めるものです。この案につきましては全国農業会議所が作成したものを原案としております。 初めに、第1条と第2条は目的と定義を定めたものであります。 第3条ではタブレット型端末機の貸与について、第4条ではその取扱いについて定めております。貸与端末機については良識ある使用を心がけていただき、被害や損失等が発生した場合は、速やかに会長に報告するものとしております。 議案書16ページをお願いします。 第5条では個人情報の取扱いについて定めております。個人情報を農業委員会の活動にのみ利用すること、個人情報を機密として厳重かつ適切に取り扱うものとし、第三者に提供又は漏洩しないものとしております。 第6条では禁止事項について定めております。貸与端末機の改造若しくは交換など現在の環境を変更するような行為やSNSや掲示板等への投稿などを禁止事項として</p>

	<p>おります。</p> <p>第 7 条では会議中の使用における禁止事項について定めております。今後会議においてタブレットを使用する機会も多くなると想定しておりますが、会議に支障となる行為や目的外の用途に使用することを禁止事項としております。</p> <p>第 8 条では違反行為に対する措置について、第 9 条では遵守事項定めております。遵守事項においては各号の事項とともに、厳守事項として別に定めております。</p> <p>少し飛んで議案書 20 ページをお願いします。</p> <p>こちらは第 9 条第 6 号の規定に基づき厳守事項を定めるもので、厳守事項の 1 項にありますとおり、委員は運用基準を遵守し、貸与されるタブレット型端末機を適切に使用してもらうことを定めたものであります。</p> <p>戻っていただき、議案書 17 ページをお願いします。</p> <p>第 10 条では通知及び届出について、第 11 条はその他であります。貸与等に必要となる様式につきましては、議案書 18 ページ及び 19 ページにお示ししてございます。</p> <p>この運用基準の施行日につきましては、本総会の日の令和 5 年 1 月 25 日からとするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
2 番	<p>これは全員に 1 台ということで、それと貸与した後の使用方法について講習会とか研修会とかする日程はありますか。</p>
事務局	<p>貸与後につきましては、協議会等で使用方法や操作方法についてご説明したいと考えております。また外部といいますか県農業会議からも講師に呼べたらとも考えております。皆さまにタブレットが届き次第開催できればと考えております。</p>
2 番	<p>はい、お願いします。</p>
事務局	<p>補足といたしまして、タブレットがいつ頃来るかということにつきまして、追加 17 台につきまして財政課の契約の経過中でありまして、一応見込みとして 2 月末になるのかなということ考えております。2 月中に配布ができるのであれば準備をしてお渡ししたいと思います。</p>
議長	<p>各委員の台数がそろった段階で説明会なり遵守の研修なり 18 ページの申請書なりを書いていただくということで、協議会で実施したいと思いますが、進行については事務局に一任しておきたいと思いますがよろしいでしょうか。そういうことでよろしくをお願いします。</p> <p>他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。</p>

(農業委員：挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第4号議案は承認することに決定いたしました。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、令和5年1月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和5年1月25日

議 長

11 番

12 番
